

平成24年(ラ)第12号

抗告人 A1～A12

相手方 郡山市

## 抗告人準備書面(1)

2012年5月20日

仙台高等裁判所 御 中

抗告人ら代理人

弁護士 神 山 美智子

同 安 藤 雅 樹

同 安 藤 絵美子

同 笠 原 一 浩

同 菅 波 香 織

同 越 前 谷 元 紀

同 柳 原 敏 夫

同 井 戸 謙 一

同 斎 藤 利 幸

同 福 田 健 治

## 目次

第1 はじめに	1 頁
第2、答弁書に対する反論	
1、事実論1（100mSv問題）	7 頁
2、事実論2（20mSv問題）	11 頁
3、法律論1（処分権主義違反）	12 頁
4、法律論2（判断違脱および弁論主義違反）	13 頁
5、当事者について	14 頁
第3、原告人の主張の補充	
1、予測される今後の健康被害について	
(1)、福島の子どもの甲状腺「しこりと嚢胞」について	14 頁
(2)、福島の子どもの遺伝的影響の問題	16 頁
(3)、被ばく回避の中で発生した新たな健康被害の問題について	16 頁
2、外部被ばく問題	
(1)、ホットスポットと除染問題	16 頁
(2)、学校外の遊び場と除染に伴う仮置き場問題	29 頁
3、内部被ばく問題（学校給食）	30 頁
4、最後に 真にチェルノブイリ事故から学ぶ	32 頁

### 第1、はじめに

最初に、放射能の安全に関する次の3つの基本原則を確認しておきたい。

#### ・安全基準値の変更はいかなる場合に許されるか

放射能に限らず一般に「危機管理の基本とは、危機になったときに安全基準を変えてはいけないということです。安全基準を変えていいのは、安全性に関する重大な知見があったときだけ」である（昨年11月25日第4回低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループでの児玉龍彦東大教授の発言）。

安全基準値の変更が許されるのは、「安全性に関する重大な知見があったとき」「安全についての新しい知見が生まれた」(甲120児玉龍彦ら「放射能から子どもの未来を守る」157頁)ときだけである。為政者は、「安全についての新しい知見」がないにもかかわらず、そのときどきの自分たちの都合で安全基準を変更することは許されない。そのようなことをすれば人々を危険な状態に陥れる重大な違法行為と言わざるを得ない。

しかるに、政府は、昨年3月11日の事故以来、様々な口実を設けて、放射能に関する安全基準を変更してきた。

原発作業員の緊急時被ばく限度(100ミリシベルトから250ミリシーベルト)しかり、

学校校庭の安全基準値(年間1ミリシベルトから20ミリシーベルト)しかり、

廃棄物の安全基準値(放射性セシウムにつき1Kg当たり100ベクレルから8000ベクレル)しかり、

食の安全基準値(食品衛生法にも水道法にも定めなしから、放射性セシウムにつき「一般食品」は1Kg当たり100ベクレル、水道水は10ベクレル)しかり。

しかも、どれを取っても「安全についての新しい知見が生まれた」からというものはない。すべてそれ以外の説明ばかりである。安全基準の変更に関する基本原則を完全に踏みにじったこれらの変更は、いずれも人々を途方もない危険な状態に置こうとする重大な侵害行為であり違法なものにほかならない。

#### ・ 本件の被ばくと健康障害の発生との因果関係は疫学的証明しか許されないか

一般に、「原因行為と健康障害との間の因果関係」があるかどうかについて、科学的な証明方法として疫学的証明(統計学的なエビデンス)が用いられる。しかし、「集団を対象として、時間をかけて病気の罹患や分布を統計的に明らかにする」疫学的証明が認められるためには、通常、大量のデータと長い時間の経過を要する。しかしそれでは遅すぎる場合がある。その最も痛ましい歴史が1986年チェルノ

ブイリ事故による小児甲状腺がんの増加である。1991年にウクライナの学者が小児甲状腺がんの多発を報告し、対策を訴えたにもかかわらず、米国、日本、及びロシアらの学者から「疫学的証明（統計学的なエビデンス）がない」という理由で取り上げられず先送りされ、「ようやく事故と病気の因果関係が証明されたのは、事故から20年たち、4000人の甲状腺がん患者が出たあとでした」（甲120「放射能から子どもの未来を守る」124頁。甲121児玉龍彦「内部被曝の真実」第三部チェルノブイリ原発事故から甲状腺がんの発症を学ぶ エビデンス探索20年の歴史と教訓参照）。チェルノブイリ事故の過ちから学ぶ最大の教訓の1つがここにある。疫学的証明がないことを理由にしてチェルノブイリ事故による小児甲状腺がん増加を放置した過ちの歴史（甲120。191～192頁参照）を二度と福島でくり返してはならない。すなわち、児玉龍彦東大教授がいみじくも指摘した通り、福島原発事故による子供たちの救済のためには、疫学的証明（統計学的なエビデンス）を待ってはられない、待っていたら遅すぎるのである（甲120。122～123頁・甲121。21～22頁）。

では、因果関係の証明について、疫学的証明に代わるいかなる方法があるのだろうか。この点につき、児玉龍彦東大教授は次の2つの方法を提示する。

ひとつは彼が「低線量の被曝は避けたほうがいいと自信を持って言える」（甲120。185頁）根拠となっている次の科学的知見である。現代は、何も疫学的証明ばかりに頼らなくても、最先端の分子生物学（ゲノム科学）の成果により低線量被ばくによるがん発生の基本的なメカニズム（放射線で切断された遺伝子が再結合される際の修復のエラー（ミス）から起こる。甲49矢ヶ崎意見書12頁。甲120。124～125・185頁参照）が解明されているからである。小児甲状腺がんであれば、染色体7番のq11という領域で放射線で切断された遺伝子の修復ミスで発生することが明らかにされている（同上185頁）。

もうひとつが、科学的知見を踏まえた次の社会的、倫理的な価値判断である。「今、大事なものは、何十年もかかる疫学的データすべてがそろうのを待つことでは

なく、公害問題で確立された「予防原則」にしたがって放射性物質を取り除き、住民の健康を守ることである」(同上182～183頁)。

さらに、私たちは、チェルノブイリ事故による放射能汚染と健康被害という甚大な犠牲の上に手にしたデータとの比較調査から福島を未来を予見することができる(甲49矢ヶ崎意見書3頁以下。甲72松井意見書11頁以下等)。

他方で、言うまでもなく仮処分手続は「原因行為と健康障害との間の因果関係」の疎明の方法として、科学的な証明方法として疫学的証明に限るといった別段の定めを置いていない。

以上から、「被ばくと健康障害の間に疫学的証明がない」というひとつをもつて法的な因果関係がないと結論を引き出すことはできない。子供たちの救済という目の前の差し迫った問題を解決するためには、事実の次元で、分子生物学やチェルノブイリ事故に関するデータとの比較調査といった成果を活用して事実的因果関係の解明に努め、さらにそれを基礎として、法的次元で、正義・公平や予防原則の観点など様々な法的価値判断を踏まえて最終的な結論を出す必要がある<sup>1</sup>。

#### ・食品・水の安全基準の基本は絶対的な安全であって、「がまん量」ではない

---

<sup>1</sup> さらに言えば、本件の原告人は福島原発事故の純粋な被害者であり、なおかつ科学技術の素人であるのに対し、片や、本件の相手方は福島原発事故の加害者であり科学技術の専門家集団を擁する国と共に「子供たちを安全な環境で教育を実施する憲法上の責務」を負っている者である。このような事情にある当事者同士の裁判においては、分子生物学の成果やチェルノブイリ事故との対比や非汚染地域との対比により、被ばくと健康障害との間に因果関係の可能性が読み取れる以上、それに対しては、相手方から「被ばくと健康障害との間に因果関係」がないことを証明できない限り、法的な因果関係は認められると解するのが法の正義・公平に適うものである(立証責任の転換)。

3.11以後、新たに、食品・水の安全基準値が定められ、その値をめぐる混乱が続いている。しかし、その混乱の最大の原因は、従来の食品の安全性の基本原則に対し、これと全く異質な考え方を導入し、無理矢理接木しようとしたことにある。それは許容量に関する両者の基本原理を比較検討してみれば明らかである。

食品の安全性に関する従来の考え方は、例えば食品添加物の許容量を出すために以下のような方法を取る。

《さまざまな動物を使って安全性試験を行い、各試験におけるその動物に悪影響を示さない量（無毒性量）を求めます。

次に、各試験の無毒性量のうちで最も低い無毒性量をもとに、一日摂取許容量（ADI 1）を設定します。ADI は、『無毒性量 ÷ 安全係数 2（通常 100）』で算出されます。》（甲 1 2 2 食品安全委員会作成「食品添加物のリスク評価を考える」1 頁中段）

ここで、「動物に悪影響を示さない量（無毒性量）」とは、「実験動物が一匹も健康被害を起こさない投与量」のことを意味する。言い換えれば、実験動物で一匹でも健康被害を起こすような投与量は許されず、この無毒性量を元にして、さらに念には念を入れて許容量を導き出す。すなわち、もっぱら食品添加物が人体に被害を与えないことだけを考え、そこから許容量を導き出す。これが食品の安全基準値の基本原則である。

これに対し、放射線の許容量は基本原理が全く異なる。なぜなら、放射線の許容量は放射線によってもたされた利益を一方においた上で、その利益のためにどれくらいの被害をがまんできるか、その「がまん」の限度として許容量が決められたからである（それゆえ、放射線の許容量を武谷三男は「がまん量」と呼んだ〔武谷三男編「原子力発電」（岩波新書）14～15頁参照〕）「がまん量」論とは別名、被害（リスク）と利益（ベネフィット）との比較考量であるとするリスク - ベネフィット論のことであり、ICRPも1965年勧告でこの立場を採用した（甲 1 2 の 4 中川保雄「放射線被曝の歴史」第7章「核実験反対運動の高まりとリスク - ベネ

フィット論」参照)

その意味で、食品や水の安全性について定めた食品衛生法や水道法に、これまで、放射能に関する定めがなかったのは当然である。なぜなら、今日の世界の科学的知見は「どんなに低線量の被ばくであっても人体に悪影響を及ぼす」ものであるから、たとえどんなに低線量の被ばくも「無毒性量」と言うことはできず、許容できないからである。

にもかかわらず、この間、政府は新たに食品・水の安全基準値を定めた。これは厳密に言えば、許容量ゼロからの安全基準値の変更に当たる。従って、上記の基本原則によれば、安全基準値の変更が許されるのは、「安全についての新しい知見が生まれたとき」だけである。しかし、食品においても、水においても、この間、「安全についての新しい知見」は何ひとつ明らかにされていない。その意味で、これらの基準値は、食品の安全に関するこれまでの基本原則を否定したものであり、なおかつ「安全についての新しい知見」に拠らないで安全基準値を変更したものであり、この2点において、人々を極めて危険な状態に置こうとする重大な侵害行為であり違法なものと言わざるを得ない。

## 第2、答弁書に対する反論

### 1、事実論1(100mSv問題)

相手方は、100ミリシーベルト以下の低線量被曝によっては、原告人らの生命身体に対する具体的危険性は認められないと主張する(答弁書11頁)。しかしながら、その考え方は、明らかに誤りである。

#### (1)相手方の主張の不当性

相手方は、甲第107号証(「100ミリシーベルト以下は影響ない」は原子力村の新たな神話か?」今中哲二)において、「約5万人の死亡を含む広島・長崎データでは、“100mSv以下において統計的に有意なガン死増加は観察されていない”と述べることは間違いではない」と書かれてい

ることを指摘する（答弁書 12 頁）。しかし、この指摘は自分の都合のいい所だけをつまみ食いするものにすぎない。なぜなら著者は、上記の一節に続いて、「しかし、表 1 に示されているガン死リスク係数（線量あたりの過剰相対リスク）を素直に眺めるなら、データ全体に対しては“被ばく量は小さくとも、被曝量に比例してガン死リスクが増加する”という LNT モデルがよく適合していることは明らかであろう。」と明言しているからである。裁判所の誤解を招きかねない恣意的な引用は慎むべきである。

更に、相手方は、「甲第 107 号証は、1152 頁以下において、『約 100 mSv 以下の線量においては不確実性がともなう』として」いるとして（答弁書 13 頁 1 行目）これが著者の見解であるかのように引用している。しかし、これは著者が ICRP の勧告の一節を引用している部分であり（1153 頁左欄 4 行目）これも裁判所の誤解を招きかねない不適切な引用である。

## (2) 100 mSv 以下では健康被害がないという主張の不合理性

低線量被曝の健康被害のリスクについて、「LNT 仮説、閾値なし」は、ICRP も、UNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）も、BEIR（米国科学アカデミー）も一致して認める現代科学の到達点である。

これに対し、相手方は、「LNT 仮説、閾値なし」を否定するが、以下に示す通り、その立論に根拠はない。

相手方がその主張の根拠とする乙 28 では、100 mSv 以下で健康被害がないとする根拠として、「広島、長崎の被爆者を長年にわたって調査した結果をもってしても、発がんのリスクが上昇したというデータがないこと」をあげている（28 頁）。

しかしながら、公益財団法人放射線影響研究所（以下「放影研」という。）が最近発表した「原爆被害者の死亡率に関する研究 第 14 報 1950 2003 年：がんおよびがん以外の疾患の概要」と題する論文（甲 123）によれば、総固形がん死亡の過剰相対リスクは、被曝放射線量に対して全



線量域で直線の線量反応関係を示し、閾値は認められず、リスクが有意となる最低線領域は0 - 0.20グレイであった。30歳で1グレイ被曝して70歳になった時の総固形がん死亡リスクは、被曝していない場合に比べて42%増加し、また、被曝時年齢が10歳若くなると29%増加したというのである。定型的な線量閾値解析では閾値は認められず、ゼロ線量が最良の閾値推定値であったとされている。同論文の末尾の「考察」には重要な点がまとめられているが、これによれば、最も重要な知見は、生涯にわたってがん死亡の率が増大し続けることであり、2番目に重要な知見は、年齢が若いときに被ばくした人々はがん死亡の相対リスクが高くなることであるというのである。

なお、放影研は、広島・長崎の被爆者を60年以上にわたって調査してきた組織である。

これによれば、広島、長崎の被爆者のデータについての乙28号証の見解は、明確に否定されているのである。

加えて、昨年3月11日以後、100mSv問題で一躍名を馳せた元長崎大学教授（現福島県立医科大学副学長）の山下俊一氏は、それ以前、以下の通り、「100mSv以下では健康被害がない」という自らの主張を否定する論文をいくつも発表している。

？「被爆体験を踏まえた我が国の役割」(2000年)(甲124)

#### 「4. 今後の展望

チェルノブイリ周辺住民の事故による**直接外部被ばく線量は低く**、白血病などの血液障害は発生していないが、放射線降下物の影響により、放射性ヨードなどによる急性内部被ばくや、半減期の長いセシウム137などによる慢性持続性低線量被ばくの問題が危惧される。現在、特に小児甲状腺がんが注目されているが、**今後、青年から成人の甲状腺がんの増加や、他の乳がんや肺がんの発生頻度増加が懸念**されている。」(3頁)

？「放射線の光と影」(2009年)(甲125)

「その結果、事故当時0～10歳の子供に生涯続く甲状腺の発がんリスクがあることを疫学的に、国際的な協調のなかで証明することができました。」(535頁右段)

「いったん被ばくした子供たちは生涯続く甲状腺の発がんリスクを持つということも明らかになりました。」(537頁左段)

「小児甲状腺がんのほとんどは、染色体が二重鎖切断された後、異常な修復で起こる再配列がん遺伝子が原因だということがわかりました」(538頁左段)

「主として20歳未満の人たちで、過剰な放射線を被ばくすると、10～100mSvの間で発がんが起こりうるというリスクを否定できません」(543頁左段)

また、乙28号証は、低線量被曝による健康被害のリスクを否定する根拠として、地球上の自然放射線の高い地域(ブラジルのガラパリ、南インドのケララ州、イランのラムサール)でがんの増加がないことをあげる(39頁)。しかしながら、

ア ケララ州では、住民の健康調査の結果、ダウン症の発生率が通常の3.5倍であることが明らかになった。(甲126)

イ ガラパリについては、ガラパリの住民202人とその対照地域147人についての調査結果によると染色体異常の頻度がガラパリと対象地域では有意に異なっており、検査細胞中の染色体異常の割合は対照地域の0.98%に対してガラパリは1.30%である(甲127)。低線量被曝による影響が住民に顕著に現れていることが明らかである。

更に、乙28号証では、医療被ばくは年間4ミリシーベルトであるとして、このレベルの被曝に健康リスクがないかのような記載をしている(40, 41頁)が、医療被ばくを原因とする発がんが社会的問題となってい

るのは公知の事実のはずである。(甲128号証)

ちなみに、小児科医として長らく原発問題と取り組んできたオーストラリアのヘレン・カルディコット博士<sup>2</sup>が昨年4月30日、ニューヨークタイムズに寄稿した「安全な被曝量というものはない」(甲129)でも、くり返し、100mSv以下の低線量被ばくの危険性について警鐘を鳴らしている。

(3) もう、これ以上の反論の要はないであろう。裁判所が、国際的な科学の到達点に則った判断をされるよう切望する。

なお、低線量被曝の健康リスクが、疫学的に「証明」されたとは扱われていないとしても、福島の子供たちの健康被害は、現在進行中の問題である。そして、手をこまねいて対策を遅らせれば遅らせるほど、健康被害のリスクは高まるのである。将来、十分な症例が集まり、低線量被曝と健康被害との因果関係が「証明」されてから被曝を避ける対策をとっても遅いのである。十分な症例が集まっていないとしても、その不十分な数の症例を前提に、どのように考えるのがもっとも合理的であるかを判断し、その判断にしたがって、対策をとるしかなく、そうでなければ、子供たちを救うことができない。

これこそが、人道的、科学的態度というべきであり、人権を直接に救済する役割と責任がある司法においても、この態度が貫けれなければならない。

## 2、事実論2(20mSv問題)

相手方は、抗告人の「20ミリシーベルト基準について」(抗告理由書28頁以下)に対して、《甲9号証により、年間1~20ミリシーベルトを目安としつつ、児童生徒が受ける線量について、「当面1ミリシーベルト以下を目指す」と方針を具体化したにすぎず、基準を撤回したものではない》(答弁書12頁(6))と反論する。

---

<sup>2</sup> Helen Caldicott そのプロフィールは次のWikipedia(英文)参照。  
[http://en.wikipedia.org/wiki/Helen\\_Caldicott](http://en.wikipedia.org/wiki/Helen_Caldicott)

しかし、「年間1～20ミリシーベルトを目安」とする場合、その具体化が例えば「当面20ミリシーベルト以下を目指す」ならまだ分かるが、どうしていきなり「当面1ミリシーベルト以下を目指す」ことになるのか、通常人の頭では到底理解できない。

その上、そもそもICRPは1985年の決定以来、平時は年間1ミリシ - ベルトとしながら、2007年勧告において、なにを理由にして緊急時・事故直後には20～100ミリシーベルトに、収束段階には1～20ミリシーベルトに基準値の変更を正当化し得るとしたのか、第1で前述した安全基準変更の正当理由である「安全についての新しい知見」の発見について、ICRPは何ひとつ明らかにしていない。なぜなら、そもそも人の放射能に対する防御力が、事故後や収束段階において平常時よりもにわかに強くなることはありえないからである。結局のところ、ICRPのこの新基準は、チェルノブイリという巨事故を前にして高線量被ばくが避けられないことを悟った彼らが学んだ唯一の事柄、すなわち一般公衆に対し、彼等の生命・身体を防護するのではなく、巨事故に相応しい「がまん量」を彼らに押しつけることにほかならない。これが安全基準の変更に関する上記の基本原則を根本から踏みにじった前代未聞の違法行為であることは言うまでもない。

仮に百歩譲って、事故直後の混乱期に住民に対して年1mSvを超える被曝をさせることがやむを得なかったと評価できる場合があったとしても、一定程度の混乱期間が経過すれば（せいぜい1～2か月であろう）、年1mSvという本来の基準が厳格に守られなければならないものである。

### 3、法律論1（処分権主義違反）

相手方は、答弁書において、原審決定は、抗告人らが原審において審判を求めた事項について申立を却下したのであって、処分権主義違反はない、と主張する（答弁書8～9頁）。

しかしながら、処分権主義違反は形式的に判断されるべきではない。すなわち、

処分権主義は、私的自治の原則を訴訟法に反映し、裁判所が申し立てていない事項についていきなり判決をすることは、この当事者の信頼を裏切る「不意打ちの裁判」にほかならず、それによって不利益を受ける者から裁判を受ける権利を事実上奪うことになり許されないということから定められたものであり、実質的な考慮がなされるべきである。

原告人が抗告理由書において主張した通り、原審決定は、被保全権利の要件について、「債権者らの申立の趣旨は、事実上、債権者らが通学する小中学校の他の児童生徒に対する教育活動をも含め当該小中学校における教育活動の実施をすべて差し止めること等を求めるものと認められる」とした上で、そのため被保全権利の要件は厳格に解する必要があるとしたが、これは原告人の申立の趣旨に明らかに反する判断要素を入れたものである。

したがって、これが原告人に対する「不意打ち」となることは明らかであって、処分権主義違反に当たることは明白である。

#### 4、法律論2（判断違脱および弁論主義違反）

原審においては、チェルノブイリ事故との比較に関する主要事実、空間線量の積算値に関する主要事実について全く事実認定を行わなかったものであり、判断違脱があることは明らかである（抗告理由書34～35頁）。原審決定のこの判断違脱は結論に大きな影響を与える重大な問題であって、抗告審においては改めて慎重に判断されるよう求める。

また、100ミリシーベルト問題について突然原審決定が取り上げたことは明らかに弁論主義に違反する。

この点について、相手方は、原告人がこれまで放射線被曝による生命身体への危険について主張し、また相手方側もその危険性がないことについて主張してきたことを理由として弁論主義違反がないと主張する（答弁書10～11頁4）。

しかしながら、原告人はそのような抽象的なレベルの主張について弁論主義違反を

取りざたしているわけではない。いわゆる100ミリシーベルト問題、すなわち100ミリシーベルト未満の放射線量を受けた場合における晩発性障害の発生確率について実証的な裏付けがないかどうかという問題について、原審が突然取り上げたことについて弁論主義違反を問題としているものである。

甲19号証のごく一部に100ミリシーベルト問題へ言及した記載があるとしても、それは甲19号証を提出した抗告人が立証趣旨としたところではなければ、そもそもこれに基づく主張を抗告人は一切行っていない。また、相手方も、甲19号証の当該部分を引用しての主張・立証を、これまで一切行ってこなかった。

それにも関わらず、結論に結びつく重要な事実として上記100ミリシーベルト問題を取り上げて結論を導き出した原審決定が弁論主義に違反することは言わずと知れたことである。

## 5、当事者について

当事者について相手方は求釈明を行っているが、進学等の状況については教育を提供する相手方が把握しているはずであるから、主張があるようであれば、相手方において現状を把握し主張されたい。

### 第3、抗告人の主張の補充

#### 1、予測される今後の健康被害について

抗告人が避難しないで現状のまま教育を受ける場合、抗告人に、今後、どのような深刻な健康被害が予測されるかについて、この間明らかになった診断結果等に基づき主張・立証を追加する。

##### (1)、福島の子どもの甲状腺「しこりと嚢胞」について

本年4月26日、福島県は、福島第一原発事故を受け、18歳以下の県民に行っている甲状腺検査のうち、13の避難区域市町村の住民を対象とした第2回目の検査結果を明らかにしたが(甲130)、その検査結果が意味する内容について、

放射能非汚染地域及びチェルノブイリ周辺地域との比較調査の中で明らかにした、松崎道幸医師作成の意見書を提出する（甲 1 3 1 松崎意見書）。

また、第 2、1(2) で前述した小児科医で、被曝の問題に詳しいオーストラリアのヘレン・カルディコット博士は、本検査結果に対して以下のような見解を表明したとネットで報じられている<sup>3</sup>。

These children should not be followed up, all their lesions – cysts and nodules should immediately be biopsied to assess whether or not they are malignant. They are appearing very early, less than one year, and we would not normally expect them to appear for about 5 to 10 years, which means these children received a very high dose. If they are malignant then they will need total thyroidectomies. It is not normal at all for children to have thyroid nodules or cysts!

「この子供達は追跡調査をしてる場合じゃありません。のう胞や結節などの全ての異常は直ちに生体組織検査をして悪性であるかを調べるべきです。こういった甲状腺異常が一年も経たないうちに現れるというのは早過ぎます。普通は 5-10 年かかるものです。これは、子供達が大変高線量の被曝をしたことを意味します。もしも悪性なら、甲状腺の全摘出が必要です。子供達に甲状腺結節やのう胞があるのは、まるで普通ではありません！」（訳文）

以上から、本年 1 月 2 5 日の第 1 回調査結果が意味する重大な警告を明らかにした矢ヶ崎意見書(4)（甲 1 0 4）と郡山市の 4 歳児と 7 歳児に甲状腺の「しこり」の報道（甲 1 1 3）合わせて読むとき、郡山市の原告人にも同様の健康被害の具体的な危険が迫っていることは明らかであり、矢ヶ崎意見書(4)が指摘した通り、汚染の無い安全な土地で教育する疎開措置を即刻講ずることが喫緊の課題である（甲

---

<sup>3</sup> <http://blog.goo.ne.jp/nagaiikenji20070927/e/9cd4394d90098df839b29de3c69a8184> 木下黄太のブログ「福島第一原発を考えます」

## **(2)、福島の子どもの遺伝的影響の問題**

低線量の内部被ばくにより、直接被ばくした本人のみならず、その第二世代により強く現れ、第三世代にはもっとより強く現れるという深刻な遺伝的影響の問題があることを明らかにしたスイスのバーゼル大学医学部名誉教授のミッシェル・フェルネックス氏の講演「福島 of 失われた時間」(甲132)を提出する。

この意味で、郡山市の原告人は我が身の健康被害のみならず、自分たちの子孫(子・孫ら)の健康被害に対する具体的な危険も迫っており、子孫の生命・健康を守るためにも汚染の無い安全な土地で教育する疎開措置を即刻講ずることが喫緊の課題となっている。

## **(3)、被ばく回避の中で発生した新たな健康被害の問題について**

汚染の無い安全な土地で教育する疎開措置という抜本的な解決を図らず、引き続き汚染地域で被ばくを回避する生活を送る中で、子ども達の健全な健康状態が著しく損なわれているという新たな健康被害の問題が深刻化している事実を、福島県の医師による報告(甲133)を提出する。

「臭いものにふた」をしたところで結局、何の解決にもならない。この問題の最終的な解決は汚染の無い安全な土地に子どもたちを避難させるしかない。

## **2、外部被ばく問題**

### **(1)、ホットスポットと除染問題**

ア、郡山市民の武本泰氏が情報公開請求手続により郡山市より入手した開示文書により、郡山市内の小学校に数多くのホットスポットがあることが明らかとなった。このニュースは世界に報道され(甲134 U P I 通信 World News)、大きな社会的反響を呼んだ(毎日新聞「東日本大震災:郡山集団疎開申請支援団体、放射線量



値の証拠提出へ 仙台高裁抗告審で「福島」・日本経済新聞「郡山の小学校などホットスポット 毎時 20 マイクロシーベルトも」・東京新聞「郡山の学校に「ホットスポット」 情報公開で判明」など。これに関する開示文書（甲 1 3 5）、開示請求しなかったにもかかわらず郡山市が自主的に提供したホットスポットに関する文書（甲 1 3 6）、武本氏自身による報告書（甲 1 3 7）及びこの問題を取り上げた東京新聞の特集記事（甲 1 3 8）を提出する。

以下は本開示文書をやや詳細に解説したものである。

#### イ、開示に至るまでの経緯

福島県内の小中学校など教育施設でのホットスポットの測定は福島原発事故以来の緊急の課題であり、「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク」などが昨年 6 月以来その実施を要求してきたにもかかわらず、ずっと無視されてきた。福島県内の市町村で小中学校等のホットスポットの測定結果が公開された情報は聞いたことがない。

しかし、郡山市教育委員会は、本年 1 月 2 3 日より、ひそかに市内の小中学校でホットスポットの測定を週 1 回のペースで実施していた。今回、一市民の情報開示手続によって、この事実を突き止めたものである。

#### ウ、ホットスポットの内容

情報開示請求により初めて明らかにされたホットスポットの情報は、以下の通り、看過できない重大なものである。

(ア)、測定器では測定できなかった測定不能（毎時 9 . 9 9 9 マイクロシーベルト以上）

これに該当する小学校は以下の 5 校。この地点は年間に換算すると、8 7 . 6 ミリシーベルトとなる。

#### 測定不能（9 . 9 9 9 マイクロシーベルト / 時 以上）の小学校

番号	小学校名	提出日	測定場所（高さ 1 cm）
1 0	安積第三小学校	1 / 2 5	側溝
2 9	金透小学校	1 / 2 5	校舎東排水ダクト下

		2 / 2 2 4 / 4	(校舎東南角)
3 6	赤木小学校	1 / 2 5 2 / 2 2 4 / 4	雨水等の排水口
		1 / 2 5 2 / 2 2 4 / 4	側溝
4 0	富田西小学校	4 / 4	側溝
4 6	大島小学校	2 / 2 2 4 / 4	雨水等の排水口

(1)、測定値が6～9.999マイクロシーベルト/時

これに該当する小学校は以下である。この地点は年間に換算すると、52.56～87.6ミリシーベルトである。

測定値が6～9.999マイクロシーベルト/時の小学校

番号	小学校名	提出日	測定場所 (高さ1cm)	測定値(マイクロシーベルト/時)
9	安積第二小学校	1/2 5	雨水等の排水口	6.032
2 9	金透小学校	"	"	6.034
3 3	開成小学校	"	"	6.144
3 5	桃見台小学校	"	排水管	6.379
4 0	富田西小学校	"	側溝	8.672
4 2	白岩小学校	"	雨水等の排水口	6.093
	"	"	体育館裏	6.251
	"	"	前庭	6.515
4 6	大島小学校	"	雨水等の排水口	6.64
5	明健小学校	2/2 2	雨水等の排水口	6.496
9	安積第二小学校	"	"	6.762
2 9	金透小学校	"	"	6.422
3 5	桃見台小学校	"	排水管	8.117
4 0	富田西小学校	"	側溝	9.546
4 2	白岩小学校	"	雨水等の排水口	8.663
	"	"	体育館裏	7.895
4 6	大島小学校	"	雨水等の排水口	8.192
	"	"	体育館裏	6.311
9	安積第二小学校	4 / 4	雨水等の排水口	6.849

35	桃見台小学校	〃	排水管	8.902
42	白岩小学校	〃	雨水等の排水口	6
	〃	〃	体育館裏	6
46	大島小学校	〃	雨水等の排水口	8.109

(ウ)、測定値が3（3にほぼ近いものも含む）～6マイクロシーベルト/時

これに該当する小学校は以下である。この地点は年間に換算すると、26.28～52.56ミリシーベルトである。

#### 測定値が3前後～6マイクロシーベルト/時の小学校

番号	小学校名	提出日	測定場所 (高さ1cm)	測定値(マイクロシーベルト/時)
2	高倉小学校	1/25	雨水等の排水口	3.356
11	永盛小学校	〃	側溝	4.897
12	柴宮小学校	〃	〃	3.764
13	穂積小学校	〃	雨水等の排水口	4.151
15	多田野小学校	〃	屋上	3.150
16	河内小学校	〃	体育館裏	5.131
29	金透小学校	〃	側溝	3.071
33	開成小学校	〃	〃	3.059
35	桃見台小学校	〃	〃	3.407
	〃	〃	雨水等の排水口	3.006
36	赤木小学校	〃	体育館裏	4.152
	〃	〃	石油倉庫裏	3.017
39	富田東小学校	〃	雨水等の排水口	4.093
41	大槻小学校	〃	体育館裏	3.331
43	東芳小学校	〃	雨水等の排水口	4.511
44	桜小学校	〃	〃	3.535
	〃	〃	側溝	3.411
45	桑野小学校	〃	〃	3.596
	〃	〃	生け垣	5.482
2	高倉小学校	2/22	雨水等の排水口	3.667
	〃	〃	側溝	5.911
6	小泉小学校	〃	雨水等の排水口	2.978
9	安積第二小学校	〃	体育館裏	3.079
10	安積第三小学校	〃	側溝	3.216
11	永盛小学校	〃	〃	5.662
12	柴宮小学校	〃	〃	3.566

	〃	〃	雨水等の排水口	4 . 2 1 2
1 3	穂積小学校	〃	〃	4 . 7 2 6
	〃	〃	体育館裏	4 . 9 8 3
1 6	河内小学校	〃	〃	3 . 8 6 3
1 8	喜久田小学校	〃	雨水等の排水口	4 . 4 0 3
2 4	御代田小学校	〃	側溝	2 . 9 6 9
2 9	金透小学校	〃	〃	3 . 8 9 9
3 0	芳山小学校	〃	雨水等の排水口	3 . 4 6 8
3 1	橘小学校	〃	プールのり面	2 . 9 7 7
3 3	開成小学校	〃	雨水等の排水口	3 . 9 6 2
3 4	芳賀小学校	〃	側溝	3 . 9 4 5
	〃	〃	中庭側溝	2 . 9 3 9
3 5	桃見台小学校	〃	側溝	3 . 6 8 3
3 6	赤木小学校	〃	体育館裏	4 . 6 0 2
	〃	〃	石油倉庫裏	2 . 9 0 7
3 7	薫小学校	〃	雨水等の排水口	4 . 1 3 9
	〃	〃	中庭	3 . 3 0 9
	〃	〃	側溝	3 . 8 6 1
3 9	富田東小学校	〃	雨水等の排水口	3 . 9 8 8
4 0	富田西小学校	〃	中庭	3 . 0 0 3
4 1	大槻小学校	〃	体育館裏	5 . 8 0 4
4 2	白岩小学校	〃	前庭	5 . 5 6 7
4 4	桜小学校	〃	雨水等の排水口	3 . 9 7 8
	〃	〃	側溝	4 . 6 6 5
4 5	桑野小学校	〃	雨水等の排水口	2 . 9 8 6
	〃	〃	側溝	4 . 2 0 3
4 6	大島小学校	〃	外トイレ裏	3 . 6 7 9
4 9	大成小学校	〃	雨水等の排水口	3 . 2 7 5
5 0	朝日が丘小学校	〃	〃	3 . 2 9 4
2	高倉小学校	4 / 4	〃	3 . 2 3 6
5	明健小学校	〃	〃	4 . 8 9 9
6	小泉小学校	〃	〃	2 . 9 8 8
	〃	〃	プールのり面北	3 . 8 9 1
9	安積第二小学校	〃	体育館裏	3 . 1 6 5
1 2	柴宮小学校	〃	雨水等の排水口	2 . 9 2 2
	〃	〃	側溝	3 . 4 1 5
1 6	河内小学校	〃	体育館裏	3 . 6 7 3
1 8	喜久田小学校	〃	雨水等の排水口	4 . 0 7 4
2 4	御代田小学校	〃	側溝	3 . 7 3 5
2 9	金透小学校	〃	雨水等の排水口	3 . 6 2 3
	〃	〃	側溝	5 . 0 3 3

30	芳山小学校	〃	雨水等の排水口	3.592
31	橘小学校	〃	中庭	3.605
33	開成小学校	〃	雨水等の排水口	3.785
34	芳賀小学校	〃	側溝	3.346
	〃	〃	中庭側溝	3.363
35	桃見台小学校	〃	雨水等の排水口	3.518
	〃	〃	側溝	4.151
36	赤木小学校	〃	体育館裏	5.14
	〃	〃	石油倉庫裏	3.403
37	薫小学校	〃	雨水等の排水口	4.206
	〃	〃	中庭	3.155
	〃	〃	側溝	4.616
	〃	〃	ポンプ室北	3.351
	〃	〃	プールのり面北	3.029
	〃	〃	プールのり面南	3.921
38	富田小学校	〃	中庭	2.936
	〃	〃	雨水等の排水口	3.881
39	富田東小学校	〃	〃	3.537
41	大槻小学校	〃	体育館裏	2.985
42	白岩小学校	〃	前庭	5
44	桜小学校	〃	側溝	3.302
45	桑野小学校	〃	〃	3.651
46	大島小学校	〃	体育館裏	4.976
	〃	〃	外トイレ裏	3.245
	〃	〃	プールのり面西	5.777
48	小山田小学校	〃	雨水等の排水口	3.451
	〃	〃	樹木の密集地帯	2.973
49	大成小学校	〃	雨水等の排水口	3.145

(I)、問題点

・教育委員会の測定方法の指示の仕方

本年1月23日、教育委員会が市内各小中学校にホットスポットの測定を依頼した文書(甲145)によれば、次のようになっている。

「下記の場所で、線量が高いと思われる箇所を各校で1箇所選定し、放射線量を調査票により報告願います。

中庭

雨水箒の排水口

側溝

体育館裏

プールののり面

生け垣

樹木等の密集地帯

その他(上記以外で線量が高いと思われる場所) 」

ホットスポットは1mちがうだけでも値が大きく違ってくことはよく知られた事実である。しかし、今回の測定は、各学校の判断で、「線量が高いと思われる箇所を各校で1箇所選定し」と指示するだけで、それ以上、具体的な指示は何もない。各学校はどうやって「線量が高いと思われる箇所」を見つけ出すのだろうか。実際も、測定値は各回で次のようなバラツキが発生している。

番号	小学校名	測定場所	1 / 2 5	2 / 2 2	4 / 4
5	明健小学校	雨水等の排水口	2 . 2 8 5	6 . 4 9 6	4 . 8 9 9
1 0	安積第三小学校	側溝	測定不能 9 . 9 9 9 以上	3 . 2 1 6	0 . 7 9 9
3 5	桃見台小学校	排水管	6 . 3 7 9	8 . 1 1 7	8 . 9 0 2
4 6	大島小学校	雨水等の排水口	6 . 6 4	8 . 1 9 2 (体育館南西角) 9 . 9 9 9 超	8 . 1 0 9 (体育館南西角) 9 . 9 9 9 超
	〃	体育館裏	0 . 8 2 7	6 . 3 1 1	4 . 9 7 8

大島小学校で、同じ体育館の裏でも、値が、

0 . 8 2 7 ( 1 / 2 5 )      6 . 3 1 1 ( 2 / 2 2 )

と8倍も開きがあることは、先に提出した神戸大学の山内知也教授の意見書(甲103)5頁で、

2月19日の行健小学校の体育館裏で、西側の中央(番号31)と西側の端(番

号32)とでは、

0.59(番号31) 6.24(番号32)

と10倍以上も開きがあることから示されている。

また、今回の郡山市の測定では行健小学校の体育館裏の3回の測定値は、

0.9~1.4

であり、山内教授が見つけたホットスポットの測定に失敗している。

この意味で、今回、高い線量が見つかった地点は、現実のホットスポットの一端にすぎないもので、まだ知られざるホットスポットが学校敷地内に数多く存在する可能性が高い。

#### ・測定不能となった地点の再測定の不実施

このような極めて高い線量(年に換算して87.6ミリシーベルト)の場所については、測定範囲の広い新たな測定器で再測定を行う必要があるにもかかわらず、1月25日以後も、単に「測定不能」としか記載していないことから、再測定を行った痕跡は見当たらない。

#### ・屋外活動制限解除(本年3月23日発表)との関係

郡山市教育委員会は、本年3月23日に、「体育などの屋外活動は1日1時間以内、部活動は1日2時間以内とした」屋外活動制限を新学期から解除すると発表した。

このときの解除の理由として、校庭の空間線量が平均して0.2マイクロシーベルト/時以下に低減したことを挙げている(甲139)。

しかし、このとき、教育委員会は、既に2ヶ月間、市内の小中学校のホットスポットの測定を実施していて、極めて不十分ではあれ、年に換算して87.6ミリシーベルト以上の測定不能の小学校だけでも5校ある結果に象徴されるように、大変危険な現状を把握していたにもかかわらず、ホットスポット問題の対策を何ひとつ

講じないまま、なぜ屋外活動制限解除に踏み切ることができたのか、その理由は不明であり、不可解というほかない。

現実の子どもたちは、決して、「平均して、0.2マイクロシーベルト/時以下」の被ばくするわけではない。知らない間にホットスポットに近づいていたら、知らない間に大量に被ばくする。

ホットスポット問題が解決しない限り、少なくとも屋外活動制限解除は即刻、撤回すべきである。

#### (オ)、専門家の見解

以下は、抗告人弁護団の質問に対する神戸大学大学院教授の山内知也氏（放射線計測学）の回答である。

山内教授は、本年2月、郡山市の2つの小学校の校庭で152箇所を測定し、測定結果と考察を意見書（甲103）として作成、仙台高等裁判所に提出しましたが、最初に全般的なことをお尋ねします。今回、郡山市内の小学校のホットスポットの測定に関する開示文書をご覧になって、まずどのように思いましたか。

除染をどのように理解するかですが、私は事故前の状態に戻すことだと考えています。そうであれば、ホットスポットがある以上は除染は完了していません。

ホットスポットがあるということは降雨等の自然の働きでセシウムが濃くなるポイントがそこにあるということであって、そのまま放置していると、さらに汚染が高くなる場所である（厳密には、ところもある）と考えるべきです。

**そのようなホットスポットに対しては、どうしたらよいのでしょうか。**

まず、それぞれのポイント（測定場所）の値が高くなっている理由をさぐることが



必要です。その理由を明らかにした上で、ホットスポットにならないようにする対策をとるべきだと思います。

また、除染しないのであればこの間の測定は無駄になると考えます。除染と避難の関係については、私の意見書に詳しく書きましたが、避難が出来るのであればすべきであって、線量が下がるのをまって戻ることもできると、線量が下がるまでの間の避難だというように考えることもできると思います。

**次に個別のことについてお尋ねします。今回のホットスポットの測定で、雨水等の排水口や側溝がずいぶん高い値になっています。これについてどう思われますか。**

私は本年2月に郡山市の2つの小学校の校庭を測定し、意見書に次のように書きました。

「雨水升や側溝の汚染レベルが高いままになっているところを見ると、校舎の屋上や体育館の屋根には今も相当な量のセシウムがあると見られる。」(甲103山内意見書14頁)

この指摘が郡山市内の小学校全般に妥当するものであることが今回の測定で明らかとなりました。

雨樋や側溝の線量が高いのは上流からセシウムが流れて来たからであり、その上流、つまり校舎の屋根や屋上の汚染を調査する必要があります。その上で、屋根や屋上の除染対策をとる必要があります。

これは、グラウンドの土を入れ替えたことをもって「除染した」としていう考えが間違いであることを示しています。

**さらに、今回のホットスポットの測定で、毎回、測定値が随分変動するケ**

ースがあります。例えば46番の大島小学校では、体育館裏の測定値が0.827、6.311、4.978と毎回、大きく変動します。これはなぜなのでしょうか。

私の意見書にも書きましたが(12頁)、郡山市にとどまらず、東日本と関東に広がった高い空間線量率を伴う汚染の実態は放射性のセシウムであって、その密度分布によって空間線量率は増減します。したがって、例え数メートルであっても、場合によっては数センチであっても、測定する場所が変われば空間線量率は変化します。

そうすると、1箇所だけ測定して、その値がホットスポットの値であるとはとうてい言えないですね。

その通りです。

そうすると、教育委員会が今年1月に各小中学校に出したホットスポット測定依頼の文書では、「下記の場所(注:中庭、側溝、体育館裏など8箇所)で、線量が高いと思われる箇所を各校で1箇所選定し」測定しなさいとなっていますが、これではホットスポットの測定として不十分ではないでしょうか。

この文面では不十分だと思います。周辺をくまなく測定して最も高いポイントを複数選び出して記録し、対応策に役立てる、というようなものでなければと思いました。

実際に、私も今年2月に郡山市の小学校を測定したとき、体育館裏で11箇所測定し、0.27~6.24マイクロシーベルト/時(高さ2cm)とスポットによって23倍以上ものバラツキが出ました(甲103山内意見書5頁)。

それと、市民が今年 4 月 4 日にホットスポットのデータの開示請求をしたあと、教育委員会は、突然、地表から 50 または 100 cm でもホットスポットの測定をやるようになりました（甲 136、4 月 17 日の測定データ）。その意図がどこにあるのか教育委員会は明らかにしていませんが、その測定結果をみますと、地表 1 cm より 50 または 100 cm のほうが値が高い場所が意外とたくさんあったことです。これは何を意味するのでしょうか。

私の意見書にも書きましたが（13～14 頁）、ガンマ線は 100 m 以上も離れたところから飛んできます。したがって、本来、ある場所の空間線量率を下げるには、数百メートル半径の一体を除染しなければなりません。汚染土壌が除去されたグラウンドでも、地表 1 cm よりも 50 または 100 cm の線量率のほうがより高くなるのは、地面に近づくほど、幾何学的な関係にしたがって、離れたところから飛んできたガンマ線が入射しにくくなるからです。

今回、ホットスポットの測定値が地表 1 cm よりも 50 または 100 cm のほうが高くなっている場所はこのような理由によるものと考えられます。

逆に言うと、そのような場所は、ホットスポットから出るガンマ線だけで値が決まらず、離れたところから飛んできてくるガンマ線によって値が決まるということですか。

そうです。意見書にも書きましたが（14 頁）、そのような場所は、周辺からのガンマ線がその位置での線量率を規定しており、ホットスポットの汚染が線量率を高くしている第一義的な原因ではなくなっていると見られます。学校周辺の除染が進んでいないことが問題なのです。

**この問題に対する対策は学校内部だけでは解決しませんね。**

その通りです。学校を含めた広い範囲でセシウムを除去しない限り、空間線量率は下がりません。すなわち除染になりません。

**以上をまとめると、今後、やるべき除染はどうなりますか。**

少なくとも、一方で、グラウンドの土の入れ替えのみならず、校舎の屋根や屋上の汚染も調査し、除染する必要があり、他方で、学校周辺の地域の汚染も調査し、除染する必要があります。

そして、これらを真剣に取り組むためには、汚染土壌等の仮置き場がどうしても必要となりますが、それが確保できないことがいま大問題となっています。これについて、郡山市のような都市部については、次のような方策しかないことを私は意見書で述べました。

#### 「(4-4) 除染の効果を出すために必要な方策

福島県内の都市部での除染が進まない原因のひとつは、汚染土壌の仮置き場がないことである。国は自治体・郡山市に除染をさせるといふ。郡山市は自治会に仮置き場を選定するように要請するが、家が密集している限り見つかる道理がない。農地を提供しようという人が居たとしても、その周辺の地主が了解するとは限らない。そうすると公的な空間ということになるが、町中の公園では自ずと限界がある。計測に際して、郡山市内をいろいろと案内してもらったが、地域の人口にほぼ比例した相当量の汚染土壌を仮置く場所として可能性があるのは、小学校や中学校のグラウンドである。

この1年とか2年の間、小中学校の教室を線量率の低いところに移して、その間にグラウンドを仮置き場として利用して、地域の徹底した除染に取り組むというのが現

実的な除染の方法であるとする。今のままでは、除染は遅々としていつまでも進まない。いつまでもセシウムがあちこちに残っているような学校の中で学び、屋根にセシウムがこびりついた家で寝食し、気持ちよく大地に触れたり、駆け回ることのできないような街中で、子供たちは生活をしなければならない。除染と避難・疎開は対立しない。ともに被ばく線量を下げするために、人とセシウムとの間に距離を設けるというものであり、相補ってはじめて効果が出る方策である。本当の意味での除染を行うには、元の郡山市を取り戻すには、子供たちを線量率の低いところに一旦移して、数年をかけて徹底して除染作業を継続することが不可欠である。」(甲103山内意見書15頁)

#### (カ)、本裁判に与える影響について

原審決定は、避難を求める申立を却下した理由の1つとして、郡山市が代替手段として、

「校庭の表土除去や、児童生徒の屋外活動の制限など、債権者らを含む児童生徒が債務者の設置する小中学校等において受ける放射線量の低減化に向けた措置をとっていること及び債務者におけるこれらの措置は一定の効果をあげていることは、上記認定事実のとおりである。」(20頁)

ことを挙げた。

しかし、今回のホットスポットの情報は、校庭の表土除去だけでは「放射線量の低減化に向けた措置」が機能せず、学校内のホットスポット問題は何ひとつ解決しておらず、学校の敷地内は依然、極めて危険な状態にあること、にもかかわらず新学期から「児童生徒の屋外活動の制限」を撤廃したことは、申立を却下する理由(代替手段)の柱が2つ失われたことを意味する。

#### (2)、学校外の遊び場と除染に伴う仮置き場問題

郡山市は、昨年11月から「郡山市線量低減化活動支援事業」として、市民協働

での除染活動を積極的に推奨したが、この除染に伴って生じた除去土壌等の仮置き場については、その設置及び管理方法について法律違反も含め深刻な問題があることが武本報告書（甲 1 3 7）6～10頁で明らかにした通りである。

上記報告書によれば、これらの仮置き場 21ヶ所は殆んどが市街地にあり、公園、スポーツ広場などに設けられている（甲 1 4 4 の仮置き場マップ参照）。しかも、仮置き場を示す掲示板は置かれておらず、子供たちは知らずに遊び回っている。他方で、除去土壌等の埋設時に放射性セシウム濃度が 8000Bq / Kg 以下であることが条件であるにもかかわらず、その確認も行っていない。その結果、郡山市の子供たちは、学校内で知らずしてホットスポットで遊び回っているおそれがあるのと同様、学校外でも知らずして、極めて高濃度の仮置き場のすぐそばで遊び回っているおそれがある。

だが、郡山市のような都市部で、この仮置き場問題を解決することは容易ではない。その難問を解くカギは、山内意見書（甲 1 0 3）が提示した、集団疎開とセットで解決を目指す前記のアイデアしかないと思われる（15頁（4-4）除染の効果を出すために必要な方策）。

### 3、内部被ばく問題（学校給食）

抗告人が通う小中学校の給食では、「地産地消」を謳って、福島県産の食材が積極的に使用されており、《福島県内の新米については、福島市大波地区など数地区で収穫された玄米から暫定基準値を上回る放射線量が検出されるなどしており、安全性が確認されたとは言えない状況にある》（抗告理由書 24頁ウ）と主張したのに対し、相手方は、《放射性物質の検査を実施しており、特に、給食米については、出荷時における J A の検査と、相手方郡山市の二重の検査を行っていることから、危険性はない》（答弁書 7頁）と反論する。

しかし、その検査体制に様々な重大な不備があることは武本報告書（甲 1 3 7）2～4頁で明らかにした通りである。

しかも、福島市で暫定基準値を上回る放射線量検出に端を発して実施された米の放射性物質緊急調査により、郡山市の一部の地域（大槻町、喜久田村、富久山町、御館村、赤津村、河内村、日和田町）も含まれたが、その検査結果について、郡山市のホームページは、

《郡山市の米からは、食品の暫定規制値を超えるものは検出されておられません。》<sup>4</sup>と報告するだけで、いったい何ベクレル/Kg だったのか測定値を明らかにしようとしな。その姿勢は、当初、福島県の測定で、郡山市の農家2戸の検体から、108ベクレル/Kg（1月6日測定）と159ベクレル/Kg（同16日測定）が検出され、後に「検出されず」に訂正された問題（甲140）でも、郡山市保健所が測定した値を明らかにしようとしなかった情報非開示の点で首尾一貫している。

他方で、市民による放射能測定（郡山市の市民放射能測定所）により、放射性セシウムが10ベクレル/Kg以上の可能性がある米は以下の通りである（甲141）。但し、測定機器はAT1320A。測定値の単位はベクレル/Kg）

ID	産地	品名	Cs134	Cs137
1204	郡山市富久山町八山田	H23年度産コシヒカリ精米	3.00±2.11	5.51±2.83
3913	郡山市片平町	H23年度産精米	3.13±2.18	7.77±3.19
1216	同上	玄米	3.71±2.23	14.50±4.20
1034	郡山市富久山町八山田	玄米	7.38±2.73	6.31±3.24
1335	同上	H23年度産玄米	3.35±2.16	6.89±3.05
3912	郡山市片平町	H23年度産玄米	<2.59	7.45±3.08
2500	郡山市富久山町福原	H23年度産もち米（玄米）	13.10±3.70	22.60±5.90
2501	郡山市富久山町福原	H23年度産もち米（精米）	4.84±2.45	9.09±3.66

また、野菜についても、郡山市の上記市民放射能測定所の測定により放射性セシウムが10ベクレル/Kg以上の可能性があるものとされたものは甲142の通りである。

従って、「地産地消」の郡山市の学校給食に、これらと同程度の放射能に汚染された米や野菜が提供される可能性は否定できない。

<sup>4</sup>[http://www.city.koriyama.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&](http://www.city.koriyama.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&)

これに対し、仮にそうだとした場合、それらの値はいずれも米や野菜の安全基準である100ベクレル/Kgよりはるかに小さい値だから問題ないという反論が予想される。しかし、**第1、はじめにの**（5頁以下）で指摘した通り、昨年3月11日以降、食の安全基準として導入された基準値は従来の食の安全の基本原則とは相容れない「がまん量」（リスク・ベネフィット論）に立脚するもので、その考え方は食の安全基準として本来間違ったものである。もっぱら「人体に悪影響を示さない量（無毒性量）」からスタートする本来の食の安全の基本原則からすれば、「安全な被曝量というものはない」放射性物質はゼロでなければならない。

この意味で、とりわけ放射能に感受性の高い子どもたちは、放射性物質ゼロの安全な食物が確保できる環境を実現することが緊急の課題である。この点でも、疎開措置を即刻講ずることが最も明快な解決方法であることは言うまでもない。

#### 4、最後に 真にチェルノブイリ事故から学ぶ

チェルノブイリ事故による健康被害の実態について最も知悉している日本人の一人とされる菅谷昭松本市長<sup>5</sup>は、福島第一原発事故から1年経過した本年3月12日のインタビューでこう指摘した。

「私は福島で原発事故が起きた当初から、放射能汚染の問題についてはチェルノブイリに学び、チェルノブイリから情報を収集することが大事だと訴え続けていた。」にもかかわらず、この最重要な指摘は今なお無視されている。なぜなら「そもそも日本では、放射能汚染基準として世界中が採用しているチェルノブイリ基準を採用していない。これも驚くことだ」からである（甲143「政府、汚染の深刻さを未だ理解せず」1頁）。

今こそ真にチェルノブイリ事故から学ぶ必要があり、そのための最初の一步として、放射能汚染基準として世界中が採用しているチェルノブイリ基準（甲55の4

---

NEXT\_DISPLAY\_ID=U000004&CONTENTS\_ID=25865

<sup>5</sup> 同氏は1996年から2001年までの5年半、ベラルーシに赴き医療支援活動にあたった。



郡山市の汚染マップ参照)を日本でも採用して、深刻な放射能汚染地域に住む子どもたちに即刻、疎開措置を講ずべきである。

以 上